

RAN 五輪調達基準違反を東京都に再通報 メディア向け説明資料

レインフォレスト・アクション・ネットワーク(RAN)

2021年11月

【通報の概要】

- **通報者**: ボルネオオランウータン、インドネシアの熱帯林、レインフォレスト・アクション・ネットワーク(RAN)
- **被通報者**: コリンド・グループ、住友林業(ともに木材供給企業)、竹中工務店、東光電気工事、朝日工業社、高砂熱学工業
- **通報先**: 東京都(通報窓口に電子メールで提出 ※通報受付期間は11月末まで)
- **内容**: インドネシア熱帯林、特にオランウータン生息地と泥炭湿地林の破壊。

有明アリーナの建設現場で使用された、コリンド社製型枠合板の「持続可能性に配慮した木材の調達基準」違反の疑いを指摘。根拠として、東京都からRANに提供された住友林業のインドネシア調達先リストをもとに、インドネシア製型枠合板を2016年と2017年に供給したサプライヤー企業11社を特定。11社の事業管理地内での年別森林伐採地域(2016年と2017年)と、ボルネオ・オランウータン生息地および泥炭湿地林との重複を分析した衛星データ画像を提出。その内の9社(※)に、以下の基準2点における違反の疑いがある:

- **木材調達基準 2.②「中長期的な計画又は方針に基づき管理経営されている森林に由来する」**: 森林が農地に転換(皆伐)されて森林減少が発生した。その土地はもはや森林とはいえず、「計画的に管理経営された森林に由来」していない疑いがある
- **同基準 2.③「伐採に当たって、生態系の保全に配慮されていること」**: 貴重な生態系であるオランウータンの生息地や泥炭地の森林の皆伐から出た木材が供給された疑いがある

※9社の社名:

1. CV Dwi Mitra/PT. Primabahagia Permai Sejati
2. PT Berau Karetindo Lestari
3. PT Kayan Plantation
4. PT Nunukan Bara Sukses
5. PT Palem Segar Lestari
6. PT Pipit Citra Perdana
7. PT Sebaung Sawit Plantations
8. PT Tunas Alam Nusantara
9. PT Alam Mega Perkasa/PT Borneo Citra Persada Abadi

【衛星データ分析調査について】

- 東京都から提供された住友林業のインドネシアのサプライヤーリスト(=コリンダ社の原木サプライヤー)をもとに、同社サプライヤー企業 13 社の事業管理地における、伐採による森林減少を分析、地図を作成した。13 社のうち、インドネシア製型枠合板を 2016 年と 2017 年に供給したサプライヤー企業 11 社を特定した。
- 各社事業管理地内での、伐採による森林減少の地域および面積を、2016 年から 2019 年の期間で年別に明らかにした。
- 東京都の説明で、同社製型枠合板が有明アリーナ建設に供給(2018 年 5 月に確認)されたのは 2016 年後半と 2017 年製であることから、2016 年と 2017 年の森林減少にも着目した。

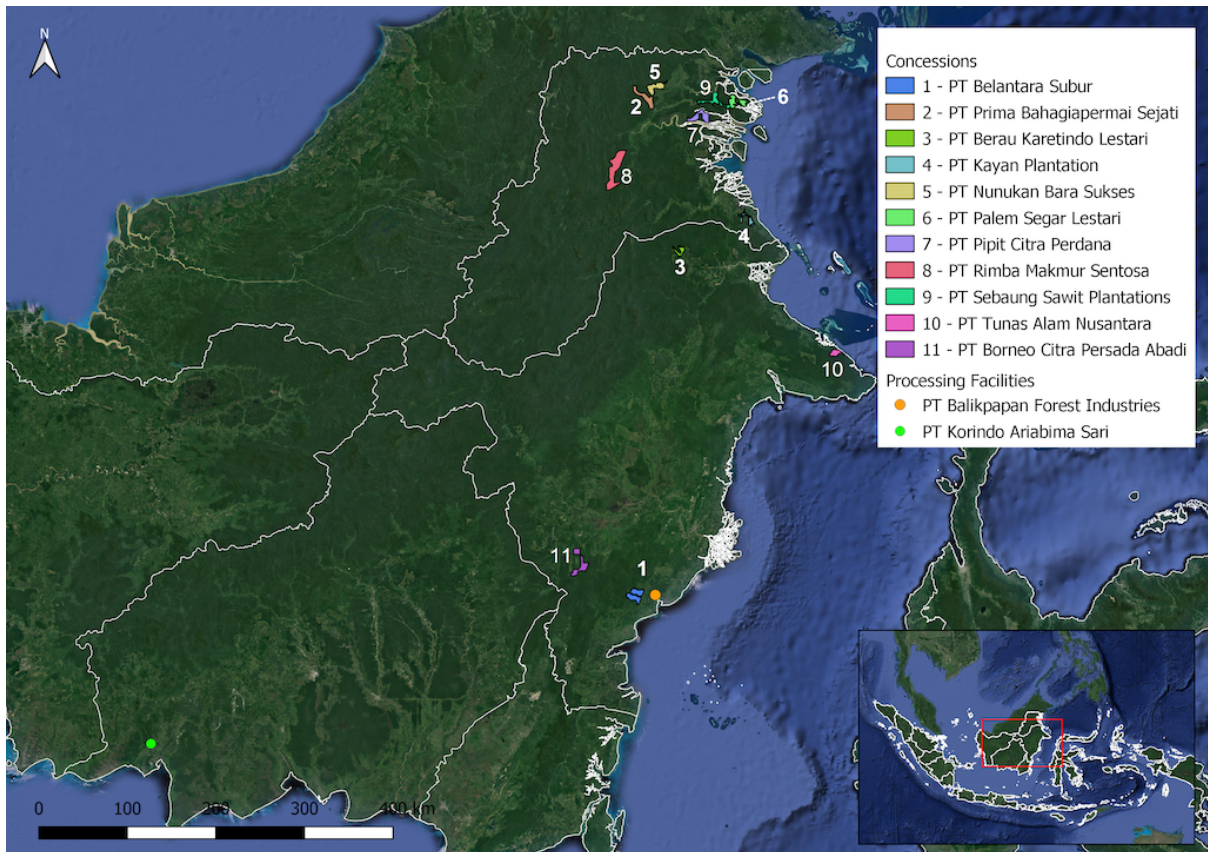


図 1: 住友林業のサプライヤーの事業管理地

衛星データ分析調査で明らかになったこと

- 11社のうち9社の事業管理地で、五輪施設建設に同社製合板が供給されたと推測される2016年と2017年の森林減少面積はそれぞれ約3,600ヘクタールと約3,400ヘクタールで、合計7,000ヘクタール(※山手線内側の面積:約6,300ヘクタール)だった。
- 9社の内、3社では事業管理地のほとんどがボルネオ・オランウータンの生息地と重なっている。3社合計の森林減少面積は2016年と2017年で1,848ヘクタールだった。

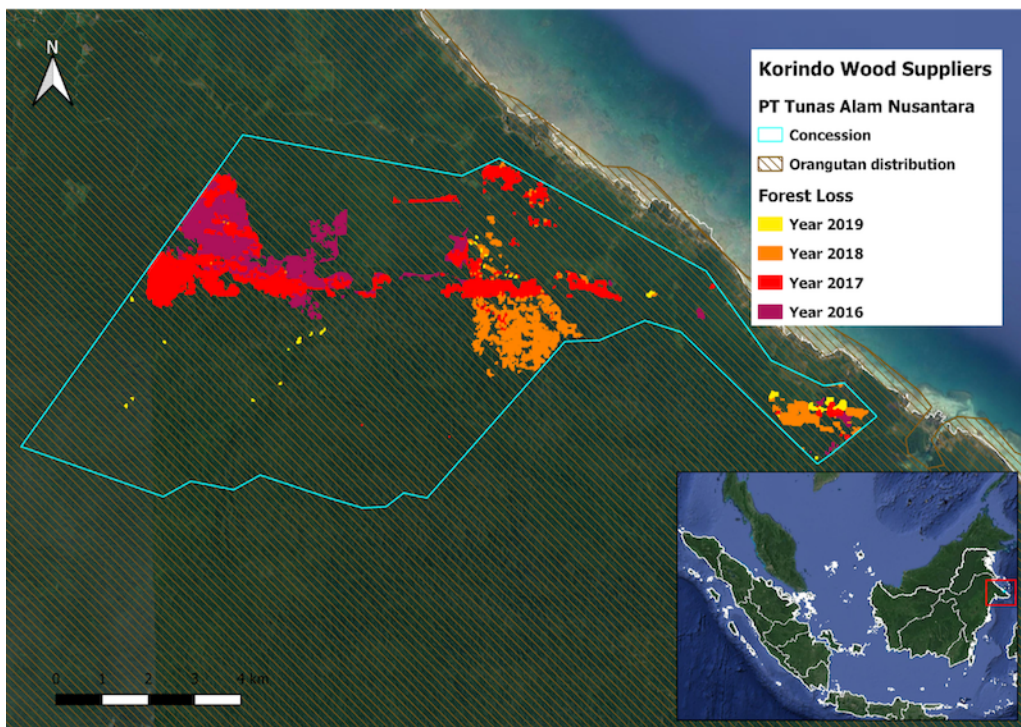


図 2: 衛星データ(TAN社の例):事業許可地(水色)がオランウータン生息地(斜線)と重なり、五輪への木材供給期間の2016年(紫)と2017年(オレンジ)に森林伐採が起きたことを示している

- 別の3社は、気候変動に大きな影響を及ぼす泥炭湿地林(保護機能地域)と事業管理地が重なっている。2016年、2017年の森林減少面積は約1,600ヘクタールだった。

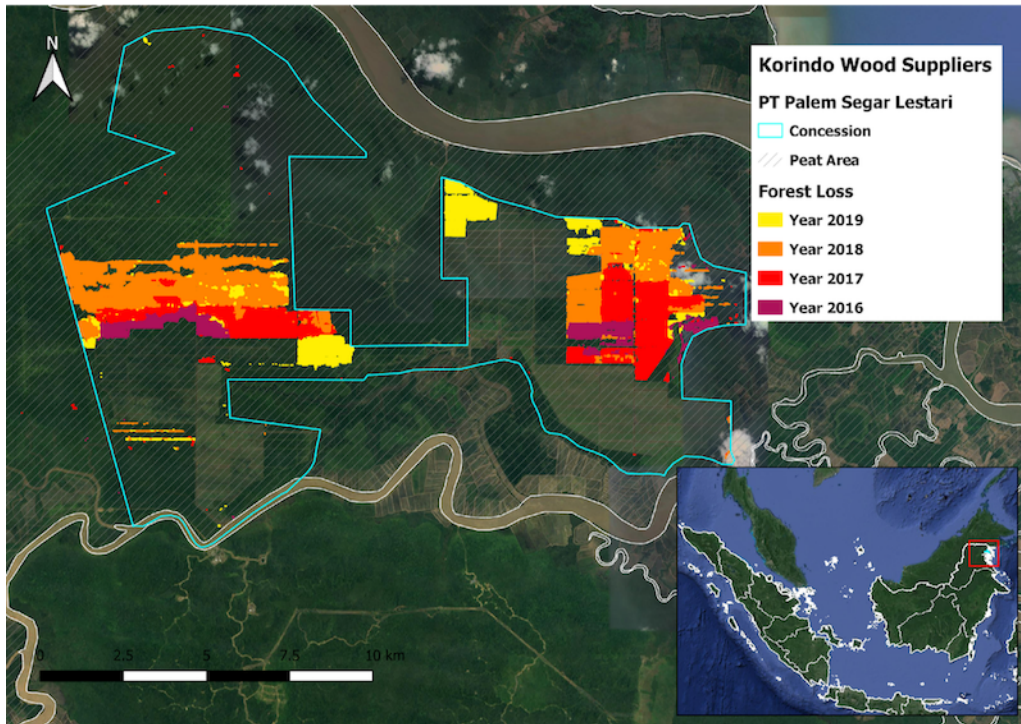


図3：衛星データ(PSL社の例)：事業許可地(水色)が泥炭地(斜線)と重なり、五輪への木材供給期間の2016年(紫)と2017年(オレンジ)に森林伐採が起きたことを示している

【通報制度について】

RANは2018年11月にも、同様の通報を東京都と日本スポーツ振興センター(JSC)に行いました。JSCの運営する新国立競技場では、有明アリーナと同じく、非認証材のインドネシア製型枠合板が使われたことが大会組織委員会の情報公開で明らかになっています。しかし両機関は、通報の業務運用基準で「違反が疑わしい事例であれば対象案件とする」と定めながら、「不遵守が確定しなければ処理手続きを開始しない」(オランウータンが伐採時に伐採地で確認されるなど)とし、運用基準を逸脱して通報を却下した経緯があります。明確な基準違反の疑いがあるにもかかわらず、1年に渡って確認作業が続き、業務運用基準に沿うことなく通報は却下されました。

両機関の調達基準遵守の判断について、RANは特に、以下の2点を問題視しています。

- **基準 2.③「生態系保全の配慮」**について：インドネシア政府のアセスメントは必ずしもオランウータンが生息していることを保証するものではないとし、また、伐採時にオランウータンの遭遇がなかったことや、生息の痕跡発見の報告が確認できなかったことを理由に、基準

2.③を満たしていると主張した。一方、オランウータンの生息地であると評価されている熱帯林が破壊された点については問題としなかった。

- **基準 2.②「中長期的な計画又は方針に基づき管理経営されている森林に由来する」**について:改定前の調達基準に基づき、計画的な管理の下で森林が農地へと転換されている場合は基準を遵守しているとの説明が行われた。しかし森林の農地への転換は「森林減少」であり、計画的に管理された森林に由来する木材とは異なる。

英国で開かれた国連気候変動枠組み条約締約国会議(COP26)では、2030年までに森林消失を終わらせると約束した宣言に日本やインドネシアも含め100カ国以上が署名しました。一方、持続可能な開発目標(SDGs)15.2では、2020年までに森林減少の阻止が掲げられています。森林保護は喫緊の課題であり、2030年を待たずに行動しなければなりません。

森林破壊を一刻も早く止めるためには、企業や公的機関にパーム油や木材など、森林破壊の恐れがある製品の調達基準の策定に加え、厳格な実践が求められます。同時に、基準違反の可能性がある場合、公平で透明性のある通報制度をいかに機能させるかが鍵となります。東京大会主催者との一連のやりとりを通して、RANは以下を提言しています。

- 通報窓口を大会組織委員会に一本化すること。そして調達状況の情報公開後に通報が行えるように、通報窓口の受付期限を延長すること(通報の際、東京都とJSCといった各競技場の管轄先に通報する必要があったため)。
- 通報の受付業務と事実確認、遵守判断は大会主催者や施設管轄機関ではなく、独立した機関が担当すること。その独立機関は、確認内容の必要に応じて専門性をもつものの意見に基づいて、公正で、適正な判断を行うこと
- サプライヤーの情報のみに基づくのではなく、公平かつ客観的な判断をすること
- 通報は、実際に違反しているかどうかを検討するだけでなく、不遵守となるリスクの有無を評価して、不遵守を未然に回避するような予防的な措置をも検討するための確認作業が必要であること
- 通報プロセス自体が不適切な場合に、その不遵守についての苦情申し立てを通じた是正が行われる仕組みを導入すること

※通報の詳細はお問い合わせください。



本件に関するお問い合わせ先

レインフォレスト・アクション・ネットワーク

東京都渋谷区千駄ヶ谷 1-13-11-4F、TEL 03-6721-0441 FAX:03-6721-0959

URL: <http://japan.ran.org>

川上豊幸 Email: toyo@ran.org

広報:関本幸 TEL 080-4005-2489 Email: yuki.sekimoto@ran.org